



2021年4月18日

天理市長 様

審査請求書

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき審査請求します。

1 審査請求人の氏名・住所

氏 名： [REDACTED]

住所（居所）： [REDACTED]

（連絡先 [REDACTED]）

2 審査請求に係る処分

決定年月日：2021年4月13日

文書番号：天教総第33号行政文書不開示決定

3 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

2021年4月16日

4 審査請求の趣旨及び理由

当該行政文書不開示決定は、著しく不当で、天理市教委にとって都合の悪い事実の隠蔽である。また、天理市情報公開条例第6条第7号を理由に非開示を主張するが、令和3年度小学校人権教育推進教員の選考における選考担当者の無知識、怠慢を露呈している。例えば、毎年同じ質問をしているので、開示できない。質問事項を変える、事前の選考に係る会議で十分な検討をしていないなど、選考担当者の能力不足を隠蔽するものである。さらに、開示請求者が令和2年度在職した人権推進教員の人事評価を行っていないなど、違法行為をしている天理市教委教育総務課長、同まなび推進課長に選考委員の資格はなく、その選考は無効である。

当該決定は、憲法が保障する国民の知る権利を著しく阻害し、地方公務員という公共性の高い職務に関する文書であるので、当然に開示すべきである。

5 処分庁の教示の有無及びその内容 (有)

「この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、天理市長に対して審査請求をすることが出来ます。」との教示があった。